

宮城県妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業実施要綱

(目的)

第1 各地域において、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る中核的な精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。以下同じ。）を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、市町村（母子保健担当部局、こども家庭センター等）及び関係機関（産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等）等の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、宮城県（以下「県」という。）とする。

(事業内容)

第3 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの構築については、県及び宮城県妊産婦メンタルヘルスネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が、第4及び第5に掲げる役割分担のもとに行うものとする。

2 前項により構築された妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークを推進するため、拠点病院は第6に掲げる役割を、協力病院は第7に掲げる役割を、地域協力病院は第8に掲げる役割を担うものとする。

3 県は、第4に掲げる事項の一部及び第5に掲げる事項の全部又は一部を拠点病院に委託することができる。

(県の役割)

第4 県は、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（以下「拠点病院」という。）を選定し、以下の取組を行うことにより、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークを整備する。なお、拠点病院は、妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、かつ、第6に掲げる役割を担うための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関とする。

2 県は、拠点病院、地域の精神科医療や周産期医療に携わる医師、助産師等看護職、市町村の代表、関係機関・団体の代表及びその他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者等を構成員とする妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会を設置する。

3 協議会における検討に資するため、メンタルヘルスの課題を有する妊産婦の動向や医療及び保健に関する資源並びに連携の状況等の必要な情報の収集・整理及び関係機関との調整を行う。

4 協議会における検討を踏まえ、拠点病院、協力病院及び地域協力病院を指定する。

5 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークについて、県内の精神科医療機関、産婦人科医療機関、市町村及び関係機関等への周知を行う。

- 6 協議会における進捗の評価に資するよう、定期的に妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークに係る連携状況等について、実態把握等の調査を行う。

(協議会の役割)

- 第5 協議会は、メンタルヘルスの課題を有する妊産婦の動向や医療及び保健に関する資源並びに連携の状況等の地域の実情を踏まえ、拠点病院・協力病院・地域協力病院や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの在り方を検討するとともに、妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な精神科医療機関のリスト、メンタルヘルスの課題を有し支援が必要な妊産婦を把握した場合の地域におけるフォロー体制図、情報連携に係る様式及び医学的判断・対応に迷う事例に関する地域における相談先等について関係者間で協議する。
- 2 協議会は、定期的に妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークについて連携状況等の評価を行い、必要に応じ見直し等の検討を行う。

(拠点病院の役割)

- 第6 拠点病院は、次の役割を担うものとする。

- (1) 県における妊産婦のメンタルヘルスの診療の拠点的役割を担う病院として、以下の取組を実施することにより、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの推進を図る。
 - イ 県内の妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークに関する情報収集・提供を行うこと。
 - ロ 県内の妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの構築に参加すること。
 - ハ 協力病院、地域協力病院、一般病院及び診療所からの要請に応じて、高度な医療を要する患者の受け入れを行うこと。
 - ニ 協力病院、地域協力病院、一般病院、診療所、行政機関及び関係機関等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うこと。
- (2) 拠点病院を含む医療機関の医師、助産師等看護職、県・市町村の保健師等及び関係機関等その他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者による症例検討を実施する。
- (3) 医療従事者や関係機関等を対象とした妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や情報提供を行う。
- (4) 地域の精神科医療機関や産婦人科医療機関、行政機関及び地域の関係機関への医師、看護師、精神保健福祉士及び公認心理師等のメンタルヘルスに係る専門職の派遣を行うことができる。
- (5) メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるために、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る連携・調整窓口及び妊産婦のメンタルヘルスケアに係る支援者向けの相談窓口を設け、精神保健福祉士等の資格を有するコーディネーターを配置する。

(協力病院の役割)

- 第7 協力病院は、次の役割を担うものとする。

- (1) 拠点病院、地域協力病院、一般病院及び診療所からの要請に応じて、患者の受け入れを行う。
- (2) 病状が安定している患者を地域協力病院、一般病院及び診療所等の身近な医療機関に紹介する。
- (3) 地域協力病院、一般病院及び診療所等の身近な医療機関で治療を受けている患者の緊急時の受け入れに協力する。
- (4) 地域協力病院、一般病院、診療所、行政機関及び関係機関等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行う。
- (5) 地域協力病院、一般病院及び診療所等と連携して、患者が地域での治療・療養を継続できるように、必要な医療の提供を支援する。

(地域協力病院の役割)

第8 地域協力病院は、当該病院の実情に応じて、次の役割を担うものとする。

- (1) 拠点病院、協力病院、一般病院及び診療所からの要請に応じて、患者の受け入れを行う。
- (2) 地域協力病院で対応が困難な患者を適切な医療機関に紹介する。
- (3) 病状が安定している患者を一般病院及び診療所等の身近な医療機関に紹介する。
- (4) 一般病院及び診療所等の身近な医療機関で治療を受けている患者の緊急時の受け入れに協力する。
- (5) 一般病院、診療所、行政機関及び関係機関等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行う。
- (6) 行政の行う母子保健事業に協力するとともに、一般病院・診療所等と連携して、患者が地域での治療・療養を継続できるように、必要な医療の提供を支援する。

(事業運営)

第9 この事業の運営に当たっては、関係医療機関、医師会等の関係団体、関係行政機関等との連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努める。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。